

# 住民税非課税世帯等 に対する 臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活や暮らしを支援する観点から、住民税非課税世帯等に給付金を支給します。

●対象  
令和3年12月10日(基準日)に住民基本台帳に記録があり、①または②に該当する世帯の世帯主

①令和3年度町民税(均等割)非課税である世帯の世帯主

※市町村民税課税者に扶養

されている方は除く

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月～申請日の属する月の前月の家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯の世帯主

●支給額  
1世帯あたり10万円  
※1世帯1度に限り  
※支給には審査があるため、支給対象外となる可能性あり

●申請方法  
①の世帯  
お知らせと住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金確認書を2月10日(日)に送付しています。5月10日(日)までに(消印有効)、同封の返信用封筒を使って、原則郵送で確認書を提出してください。

▼②の世帯  
必要書類を申請会場へ持参してください。

・申請期間  
4月25日(月)～9月30日(金)

※申請書類等様式および申請に必要な提出書類の一覧は町ホームページへ  
※家計急変世帯に係る対象の可否は、電話での回答ができません。申請会場へ必要書類を持参してください。

●申請会場  
役場3階 第3委員会室

●申請時間  
平日午前9時～午後4時

●注意  
・個別の案件は、電話での回答ができません。必要書類を持参のうえ、役場申請会場で確認してください。

・給付金を装った詐欺、不審な電話に注意。役場の職員がATM(金融機関)やコンビニなどの現金自動預け払い機(ATM)の操作をお願いしたり、手続きのために手数料などの振込を求めたりすることは絶対にありません。

問 ぐくし課 内線127



ウエルネスバレー 通信 No.19

問い合わせ

企画政策課 内線290  
ウエルネスバレー イベント情報→



## 医福工連携セミナーを開催しました!

東浦町・大府市では、2月10日(木)に「ウエルネスバレー医福工連携セミナー～ICTやデジタルを活用した2030年を見据えた介護について～」を開催しました。

ウエルネスバレー関係機関と医療・福祉介護分野に関心を持つものづくり企業との共同開発や、実証フィールドの活用による新事業分野への進出支援の契機となるよう、5名の講師に全国の介護現場でのICT・デジタル導入の最新情報やウエルネスバレー地区の介護施設での取組みを講演していただきました。

今後も引き続き、健康長寿の一大拠点の形成を目指していきます。



セミナーの講演資料はコチラ↓

